別表第三長崎港の項を次のように改める。

長崎港	長崎港三菱重工蔭ノ尾岸壁灯台（北緯三二度四二分三〇秒東経一二九度四九分四九秒）から皇后ふ頭南西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに稲佐橋下流の浦上川水面及び長崎港旭町防波堤灯台（北緯三二度四四分四二秒東経一二九度五一分五二秒）から八九度六一〇メートルの地点から〇度に引いた線以西の中島川水面 中欄の水域を地先水面とする地域のうち、海岸線からおおむね二〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域

附　則

この政令は、平成二十四年十二月一日から施行する。

厚生労働大臣　三井　辨雄
内閣総理大臣　野田　佳彦

国民年金法施行令等の一部を改正する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年十一月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百七十九号

国民年金法施行令等の一部を改正する政令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十九号）の施行に伴い、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第七十四条、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）附則第八条の二、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）附則第二十四条及び厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成十九年法律第百十一号）第三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令等の一部を改正する政令等の一部改正）

第一条　次に掲げる政令の規定中「平成二十三年度まで」を「平成二十五年度まで」に改める。

一　国民年金法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百九十七号）附則第二条第四項及び第四条（見出しを含む。）

二　平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）第十八条の二の見出し及び同条第一項並びに第十九条の二（見出しを含む。）

三　国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十六号）附則第八条の三（見出しを含む。）

四　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十七号）附則第八条の二の見出し（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十三年度まで」を「平成二十五年度まで」に、「平成二十四年三月まで」を「平成二十六年三月まで」に改める。

第二条、第三条第一項及び第二項、第四条並びに第五条中「平成二十三年度まで」を「平成二十五年度まで」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　樽床　伸二
財務大臣　城島　正光
文部科学大臣　田中眞紀子
厚生労働大臣　三井　辨雄

告　示

○総務省告示第四百三号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条の二第二項及び第四十一条第四項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）第八十三条の規定に基づき、昭和六十一年自治省告示第六十五号（地方公務員等共済組合法第百十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月二十六日

総務大臣　樽床　伸二

「千分の二十七・七」を「千分の三十七・七」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十四年四月以後の各月において地方公共団体が負担すべき金額について適用する。

○総務省告示第四百四号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第六十五条第四項及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）第八十二条第三項の規定に基づき、昭和六十一年自治省告示第六十六号（地方公務員等共済組合法第百十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する地方団体関係団体の職員に係る費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月二十六日

総務大臣　樽床　伸二

「千分の二十七・七」を「千分の三十七・七」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十四年四月以後の各月において地方公共団体が負担すべき金額について適用する。

○厚生労働省告示第五百七十二号

検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）別表第三の規定に基づき、昭和三十四年厚生省告示第百四十三号（検疫法施行令第四条に基づき、調査を行う区域のうちの陸域の地域を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十四年十二月一日から適用する。

なお、改正に係る指定地域を表示する図面は、当該地域を管轄する福岡検疫所長崎検疫所支所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十六日

厚生労働大臣　三井　辨雄

（「次のよう」略）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　二七二円（本体二六〇円）　（配送料別）